



平成 27 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社関西スーパーマーケット
代表者名 代表取締役社長 福谷 耕治
証券コード 9919(東証第一部)
問合せ先 常務取締役総務本部長 生橋 正明
TEL 072-772-0341 (代表)
URL <http://www.kansaisuper.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 24 日開催予定の当社第 56 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、企業価値の向上を図る観点から、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、会社の機関についての変更、取締役および取締役会に係る規定の変更、取締役との責任限定契約についての規定の新設、監査役および監査役会に係る規定の削除、監査等委員会に係る規定の新設、ならびに条数の見直しおよび字句等の変更を内容とした定款一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日(予定)

以 上

【別紙】

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>取締役会、監査役、監査役会、および会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条～第15条 (条文省略)</p> <p>第4章 <u>取締役および取締役会</u> (取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は<u>15名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会の決議により取締役の内から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役 (取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第21条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第20条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役の中から役付取締役として取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議により、重要な業務執行（法令が定めるところを除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規則) 第22条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第23条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第24条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除) (削 除)</p>
<p>(監査役の選任) 第25条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期) 第26条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任者の残存期間とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役) 第27条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集) 第28条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規則) 第29条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等) 第30条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第6章 監査等委員会</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p><u>第26条</u> 監査等委員会は、その決議により、常勤監査等委員を若干名選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p><u>第27条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第28条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第29条～第32条 (現行どおり)</p>

以上